

ネーミングライツ・パートナー契約書（案）

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本施設」という。）に係るネーミングライツ（以下「ネーミングライツ」という。）の付与に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツに基づく愛称の命名について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 甲は、甲の教育研究環境の向上を図るため、本施設のネーミングライツ事業を実施し、乙は、その趣旨及び目的に賛同して、ネーミングライツ料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第2条 甲は、乙に対して、本契約に定めるところにより以下の本施設のネーミングライツを付与する。

愛称：〇〇〇〇〇

2 甲は、前項の愛称を積極的に使用しなければならない。

3 本契約の有効期間内において、乙は愛称を変更することはできない。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（名称表示サイン、案内看板等の設置）

第3条 乙は、甲と協議のうえ、本施設及び甲の構内に新たに名称表示サイン、案内看板等（以下「サイン」という。）を設置することができる。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲が設置した本施設及び甲の構内のサインについて、愛称に変更することを申し入れることができる。

3 前2項に定めるサインの内容（デザインや大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 第1項及び第2項に定めるサインの設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

5 第1項に定めるサインの所有権は乙に帰属し、第2項に定めるサインの所有権は甲に帰属するものとする。

6 本契約の有効期間の終了又は解除したときは、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

7 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（サインの管理）

第4条 前条第1項及び第2項に定めるサインの修繕等、維持管理に要する費用については、乙が負担する。また、当該サインにより第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(ネーミングライツに付帯する諸権利等)

第5条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 甲は、甲が管理する出版物やホームページ等を通じて、愛称の普及と定着に努力する。
- 二 乙は、対象施設等の命名権が付与されていることを、乙の管理する出版物やホームページで表示することができる。
- 三 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

(契約期間)

第6条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

- 2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

(ネーミングライツ料)

第7条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。ただし、令和 年度については、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

- 2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲が発行する請求書により、各年度の4月30日までに支払わなければならない。ただし、令和 年度については、令和 年 月 日までに支払わなければならない。
- 3 乙が、前項に規定する日までに第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、本学が指定する支払期日を経過した日における民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(知的財産権の無償使用)

第8条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 標示された愛称が第三者の知的財産権を侵害した場合には、乙は自らの責と負担においてこれを解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第10条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第6条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- 一 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- 二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- 三 本契約に定める条項に違反したとき。
- 四 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- 五 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 六 乙の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。

七 その他甲がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき。

2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに、書面により甲に申し入れなければならない。

(ネーミングライツ料の返還)

第11条 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく甲の申し入れにより、本契約を解除したとき及び同条第1項第4号から第6号の規定により本契約を解除したとき、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

2 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく乙の申し入れにより、本契約を解除したとき、甲は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。ただし、前条第1項第7号に基づき、本契約を解除したときには、ネーミングライツ料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(疑義に対する協議)

第14条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する訴えは、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区津島中一丁目1番1号
国立大学法人岡山大学
学長 (氏 名) 印

乙 (住所)
(会社名)
(代表者名) 印